

参考資料

令和4年第3回三豊市議会定例会  
提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第94号関係 (三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について)	2
・議案第95号関係 (三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例の一部改正について)	7



(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到

児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当して  
する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳  
到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)  
後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育  
児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1  
歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員  
が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該  
子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている  
場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第  
2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定  
める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合  
に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当  
該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこ  
れに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場  
合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされ  
た日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育  
児休業をしようとする場合

(2) 略

(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月  
到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児  
休業をしたことがない場合

(削除)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事  
情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別  
の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(4) 略

(削除)

(5) 略

(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末  
日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている  
もの が、当該任期を  
更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職  
に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子につい

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1  
歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤  
職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月  
到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任  
期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして  
いる非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該  
任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっ  
ては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される  
日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする  
場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 略

(2) 略

(最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める  
期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間  
を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生し  
た場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から  
起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日  
後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日か  
ら当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日ま  
でとする。)とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事  
情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別  
の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(4) 略

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育  
児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了  
後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした  
職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により  
当該子を養育するための計画について任命権者に申し  
出た場合に限る。)

(6) 略

(7) 略

(8) その任期 の末  
日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている  
非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任  
期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続  
き採用されることに伴い、当該任期の末日

て、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の  
日を育児休業の期間の初日とする育児休業  
をしようとする。

**(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)**

**第3条の2** 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間  
は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を  
経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した  
場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算  
して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に  
当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当  
該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までと  
する。)とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過  
しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の  
事情)

第8条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める  
特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(5) 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより  
当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを  
除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育  
児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認  
の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するた  
めの計画について育児短時間勤務計画書により任命権  
者に申し出た場合に限る。)

(7) 略

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に  
掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して  
規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員  
法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める  
職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(削除)

(削除)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措  
置等)

**第13条** 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員  
又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに  
準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休  
業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休  
業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための  
面談その他の措置を講じなければならない。

**2** 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを  
理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがな  
いようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

**第14条** 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われ  
るようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

の翌日又は当該引き続き  
採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業  
をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過  
しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の  
事情)

第8条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める  
特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(5) 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより  
当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを  
除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育  
児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認  
の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するた  
めの計画について育児休業等計画書により任命権  
者に申し出た場合に限る。)

(7) 略

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に  
掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 次のいずれにも該当する

非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員  
法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める  
職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非  
常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮し  
て規則で定める非常勤職員

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第15条 略

(委任)

第13条 略

【議案第95号関係】

三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例(平成28年三豊市条例第8号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p style="text-align: center;"><u>三豊市公立病院経営強化プラン検討委員会設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市立病院における病院機能を見直し、病院事業経営の総合的な改革を検討するため、<u>三豊市公立病院経営強化プラン検討委員会</u>(以下「検討委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、その結果を市長に報告する。</p> <p><u>(1) 市立病院の役割及び機能の最適化並びに地域の医療機関との連携の強化に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市立病院の医師、看護師等の確保及び働き方改革に関すること。</u></p> <p><u>(3) 市立病院の経営形態の見直しに関すること。</u></p> <p><u>(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの市立病院の取組に関すること。</u></p> <p><u>(5) 市立病院の施設及び設備の最適化に関すること。</u></p> <p><u>(6) 市立病院の経営の効率化等に関すること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市立病院における病院機能を見直し、病院事業経営の総合的な改革を検討するため、<u>三豊市新公立病院改革プラン検討委員会</u>(以下「検討委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、その結果を市長に報告する。</p> <p><u>(1) 地域医療構想を踏まえた市立病院の役割の明確化に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市立病院の経営の効率化に関すること。</u></p> <p><u>(3) 市立病院の再編・ネットワーク化に関すること。</u></p> <p><u>(4) 市立病院の経営形態の見直しに関すること。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p>

【附則第2項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行																
<p>別表(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>公立病院経営強化プラン検討委員会委員</u></td> <td>日額 8,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	報酬額	略		<u>公立病院経営強化プラン検討委員会委員</u>	日額 8,000	略		<p>別表(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>新公立病院改革プラン検討委員会委員</u></td> <td>日額 8,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	報酬額	略		<u>新公立病院改革プラン検討委員会委員</u>	日額 8,000	略	
区分	報酬額																
略																	
<u>公立病院経営強化プラン検討委員会委員</u>	日額 8,000																
略																	
区分	報酬額																
略																	
<u>新公立病院改革プラン検討委員会委員</u>	日額 8,000																
略																	